

戸沢村公式ホームページリニューアル業務
公募型プロポーザル実施要領

令和7年5月

戸沢村

1. 目的

戸沢村公式ホームページリニューアル業務（以下「本業務」という。）は、現行の村公式ホームページのデザインを刷新することにより、情報アクセシビリティの向上や発信力の強化を図り、利用者にとって使いやすく、魅力的なホームページを提供し、ひいては、シティプロモーションをより効率的かつ効果的に推進することを目的とする。現行の村公式ホームページは、旧規格によるデザインで、スマートフォン等での閲覧にも最適化されたレスポンスデザインにも非対応となっている。さらに、最新の「アクセシビリティ基準への対応」や「使いやすさ・分かりやすさ」に配慮したユーザビリティに欠けており、情報化社会における公機関としての情報発信基盤として信用・信頼性、情報発信力に大きな課題を抱えている。リニューアルにあたっては、レスポンスデザイン対応、アクセシビリティ改善、災害時モード対応などによりサイト画面周りのUIの改善を図り、デジタル社会における住民と行政のオンライン上のデジタル総合窓口として、オンラインによる行政手続き等のサービス提供基盤として活用、サイト利用者のUXの向上を図るものである。

本業務の実施にあたっては、戸沢村の実情を理解し、業務の目的及び内容に最も合致した事業者へ委託するため、本募集要領に従って公募型プロポーザル方式により地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）及び契約候補者の次に契約の相手方となる候補者（以下「次点候補者」といい、契約候補者及び次点候補者を「契約候補者など」という。）を選定するための要領を定めるものである。

2. 業務概要

(1) 業 務 名 戸沢村公式ホームページリニューアル業務

(2) 履 行 期 間

【初期構築業務】

契約締結の日から令和7年10月31日まで

公開日：令和7年11月1日予定

※構築が完了次第、公開日が変更になる場合があります。

【運用・保守管理業務】

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(3) 発 注 者 戸沢村長 加藤 文明

(4) 業 務 内 容 「戸沢村公式ホームページリニューアル業務仕様書」のとおり

(5) 提案上限額 【初期構築費】5,390千円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 上記金額には、ホームページリニューアル、CMS更新等の業務と、ホームページ公開日から令和8年3月31日までの運用・保守管理費用を含めること。

※ 但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、業務の最大規模を示す金額であ

り、提案価格はこの額を超えてはならない。

※ この金額を超える金額で提案した場合は失格とする。

【運用・保守管理費】 440 千円（消費税及び地方消費税を含む）

運用・保守管理は、1年間あたりの価格とする。

※ 運用・保守管理業務は、令和8年4月1日からの契約を想定しており、本業務とは別契約とするが、評価の対象とするので、本実施要領及び仕様書に基づき提案を行うこと。また、運用・保守管理業務に係る契約は、原則単年度毎の契約とする。

(6) 支払条件 戸沢村財務規則及び業務委託契約約款による。

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の条件をすべて満たす事業者とする。

- (1) 山形県内に本社、支社又は営業所があり、障害等に迅速に対応できること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申し立て、または民事再生法に基づく再生手続開始の申し立て又は破産法に基づく破産手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。法人の場合は、役員等が暴力団でないこと。また、暴力団員が経営に事実上参加していないこと。
- (5) 本プロポーザルの公表がなされた日から契約締結の時までの期間に、戸沢村競争入札参加資格者指名停止を受けていないこと。
- (6) その他、法令等に違反していない者または違反する恐れがない者であること。
- (7) 法人税等の納付義務を有する者にあつては納付期限の到来した税を完納していること。
- (8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のISMS適合性評価制度の認定、またはプライバシーマークの認定を受けていること。
- (9) 専門技術者等、十分な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有していること。
- (10) 本業務に類似する地方公共団体等のCMSの導入を前提とするホームページ構築又はリニューアル等の業務履行実績があること。

※ 本プロポーザルは複数社によるアライアンスによる参加を認める。その場合、代表事業者は(1)を満たす者とし、(2)から(7)までは構成するすべての事業者が満たしていることとする。また、(8)から(10)までは共同提案する事業者のいずれかが満たしていることとする。

4. スケジュール

項目	期間・期限
プロポーザル実施の公告	令和7年5月9日（金）
質問受付期間	公募開始日から令和7年5月14日（水）まで
質問回答期限	令和7年5月19日（月）
参加申込書提出期限	令和7年5月23日（金）
企画提案書・見積書提出期限	令和7年5月30日（金）
プレゼンテーション審査	令和7年6月上～中旬
審査結果の通知	令和7年6月上～中旬
契約締結	令和7年6月上～中旬

※ 上記日程は、災害その他の理由によりやむを得ず、上記日程を変更する場合がある。その場合、参加者に速やかに連絡する。

※ 審査結果等についての問合せには回答しない。

5. 提案手続き

(1) 提案募集の期間

(ア) 配布期間 令和7年5月9日（金）から

(イ) 募集方法 本村ホームページ (<http://www.vill.tozawa.yamagata.jp/>) 上で公表する。

(2) 第一次審査（書類審査）資料提出

本業務にかかる企画提案について参加を希望するものは、メール、郵送（必着）または直接持込にて下記の書類を各1部提出するものとする。

(ア) 参加申込書（様式第1号） ※連携協力事業者がある場合は様式第1号-1も提出

(イ) 参加資格に関する申立書（様式第2号） ※連携協力事業者がある場合は様式第2号-1も提出

- (ウ) 業務実績調書（様式第 3 号）
 - (エ) 会社概要書（様式第 4 号）※連携協力事業者がある場合は様式第 4 号- 1 も提出
 - (オ) 情報セキュリティマネジメント（ISMS）またはプライバシーマークの認証を証明する書類の写し
 - (カ) 共同提案概要書（任意様式）※それぞれの参加者の位置づけ、役割を明記すること。
- 提出期限：令和 7 年 5 月 23 日（金） 正午

(3) 質疑等

本業務に関して質疑がある場合は、質疑書（様式第 5 号）を用い、電子メール又は FAX にて照会すること。なお、件名は「戸沢村公式ホームページリニューアル業務に関する質問」とすること。

受付期限：令和 7 年 5 月 14 日（水） 午後 5 時

回答日時：令和 7 年 5 月 19 日（月） 午後 5 時まで回答する。

回答方法：質疑への回答は、村ホームページに掲示し、個別には回答しない。

(4) 参加辞退の意思表示

参加申込書（様式第 1 号）提出日以降に参加を辞退する場合、辞退届（任意様式）を提出すること。なお、すでに提出された書類は返却しない。

(5) 第二次審査（プレゼンテーション審査）資料（企画提案書等）の提出

提出書類		部数
① 企画提案提出届（様式第 6 号）	A4 判、規定様式	正本 1 部
② 企画提案書（※1 事業者 1 案）	企画提案書作成要領参照	正本 1 部 （クリップ留め） 副本 6 部 （見やすいように適宜 ホチキス留め）
③ 機能要件表（別表第 1 号）	A4 判、規定様式	
④ 業務実施体制	A4 判、任意様式	
⑤ 業務スケジュール	A4 判、任意様式	
⑥ 参考見積書（初期構築費）	A4 判、任意様式、内訳記載	
⑦ 参考見積書（運用・保守管理費）	A4 判、任意様式、内訳記載	
⑧ 企画提案書の電子データ	CD-R 又は DVD-R	1 枚

企画提案書の作成にあたっては、別に定める企画提案書作成要領に基づき作成すること。

提出期限：令和 7 年 5 月 30 日（金） 正午まで

提出方法：持ち込み又は簡易書留による郵送（必着）

6. 評価方法等

(1) 評価基準

1. 提案内容に関する評価（75 満点）

		審査項目	審査基準	配点
1	基本方針	村の方針や計画との整合性	事業目的を十分に把握し、事業の取り組み方針が本村のニーズや方向性と一致しているか。本村の上位計画や関連計画を理解し、関連付けた記載になっているか。	5 点
2	基本機能	システムの機能	仕様書及び CMS 機能要件表に示す、システムの機能の充足度合いによる評価	20 点
3		CMS の使いやすさ	利用者が使いやすく便利な機能や画面・導線となっているか。管理者が使いやすく、操作に不慣れな職員であっても、簡単に操作ができるか。	10 点
4		デザイン性	提案されたウェブサイトが、閲覧者にとって見やすく、使いやすいデザインとなっているか。また、本村の魅力が伝わるデザインとなっているか。	5 点
5	付加価値提案	追加機能及び拡張性	本村が要求している以外で、住民サービス向上、職員の業務負担軽減及び業務効率化並びに本村のシティプロモーションの強化等の観点において独自の機能や提案内容があるか。また、公式ホームページの運用を将来的により効果的に進めるための有効な機能等が提示されているか。また、それにかかるコストは妥当なものか。	10 点
6	運用・保守管理内容	運用・保守	運用サポート内容が充実していて、職員の業務負担軽減が図れているか。運用・保守の内容や障害発生時の対応は十分であるか。運用・保守管理に係る人員や体制は適切か。	10 点
7		次年度以降の運用・保守提案価格	提案者内の最低提案価格 ÷ 提案者の提案価格 × 配点 ※小数点第 1 位以下は切り捨て	10 点
8	業務体制	スケジュール及び業務実施体制	スケジュールに無理がなく、業務の履行計画は適切か。構築体制や連絡体制は適切に組み立てられているか。構築の支援が充実していて職員の負担軽減に	5 点

			つながっているか。	
--	--	--	-----------	--

2. 業務遂行能力に関する評価（5 満点）

	審査項目		審査基準	配点
1	業務実績		同種・類似業務の実績は十分か。	5 点

3. 提案価格の評価（20 満点）

	審査項目		審査基準	配点
1	提案価格	初期構築費用の提案価格	提案者内の最低提案価格 ÷ 提案者の提案価格 × 配点 ※小数点第 1 位以下は切り捨て	20 点

(2) 審査方法等

別紙「戸沢村公式ホームページリニューアル業務審査実施要領（以下「審査実施要領」という。）」のとおりとする。

(ア) 第一次審査（書類審査）

担当部署において、「5. (2) 第一次審査（書類審査）資料」について書類審査を実施し、第二次審査（プレゼンテーション審査）に進む提案者を 3 者程度に絞り込む。
第一次審査（書類審査）結果は、メール及び書面で通知する。

(イ) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

戸沢村公式ホームページリニューアル業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、「5. (5) 第二次審査（プレゼンテーション審査）資料（企画提案書等）」についてプレゼンテーション 40 分、ヒアリング 10 分：計 50 分を実施し、別に定める審査実施要領に基づいて評価する。詳細は、第一次審査通過者にメール及び書面により別途通知する。

(3) 契約候補者の選定方法

(ア) 失格者を除いた者の内、第二次審査（プレゼンテーション審査）の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

(イ) 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

(ウ) 前項にかかわらず、各審査委員の総合平均点が 60 点未満の場合は、契約候補者として選定しない。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

(ア) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

- (イ) 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (ウ) 価格提案書の金額が、提案上限額を超える場合
- (エ) 村の示す仕様を満たさない提案を行った場合
- (オ) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (カ) 評価に係る委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (キ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

7. 選定結果の公表

候補者選定後、審査結果について、第二次審査参加者に対し、書面により通知するほか、村ホームページにおいて公表する。

【公表事項】

- (1) 契約候補者の名称、総合点及び選定理由
- (2) 参加申込者数
- (3) 企画提案者数

8. 契約の締結

- (1) 選定委員会の選定結果に基づき、村は契約候補者と企画提案の内容をもとに契約条件などについて協議を行い、協議が整い次第、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約により契約を締結する。
- (2) 契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。但し、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。
- (3) 本契約締結までの間に、契約候補者が入札参加の資格制限または指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。
- (4) (3)により契約を解除した場合、発注者は一切の損害賠償の責を負わない。

9. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書が、提出期限を過ぎて提出された場合
- (3) 審査の公平性を害する行為、及び提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

- (4) 第三者の著作権等の権利を侵害する提案があった場合
- (5) その他、本要領に定める手続きを遵守しない場合

10.その他

- (1) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (2) 提出以降における企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、本村が複製することがある。
- (4) 企画提案書等の作成、提出等のプロポーザル参加に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法を用いた結果、生じた事象にかかる責任は、全て提案者が追うものとする。
- (6) 提出された書類は、戸沢村情報公開条例及び個人情報の保護に関する法律並びに戸沢村個人情報保護条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- (7) 提出された企画提案書の知的所有権は提出者が有するが、本事業の成果物等に係る権利は戸沢村に帰属する。
- (8) 企画提案書等の作成のために本村より受領した資料は、本村の許可なく公表又は使用することはできない。

11.担当部署（提出及び問い合わせ先）

- (1) 担当部署 戸沢村総務課総務係
- (2) 所在地 〒999-6401
山形県最上郡戸沢村大字古口 270
TEL：0233-72-2117
Fax：0233-72-2116
Mail：soumu 1@vill.tozawa.yamagata.jp